

企業は汚染物質、設備などの点検強化を ～広州で改正環境保護法に関するセミナー～

ジェトロ広州事務所は、中国で 2015 年 1 月から施行された改正環境保護法による取締り状況、並びに企業における同法への対応方法に関するセミナーを開催した。規制強化のほか、公益訴訟の主体が拡大したことや環境当局の権限強化を受け、法改正前に比べ環境汚染事案の取り締まりが強化されている。

公益訴訟の増加等で処罰が急増

2015 年 1 月 1 日から施行された改正環境保護法（以下、改正法）では、新たに環境汚染企業に対し周辺住民への情報開示義務、社内での環境保護規定の制定義務が定められた。また、違法企業に対する罰金処分が強化されたほか、責任者などへの行政拘留処分も追加で明記された。

また、生産型か非生産型企業かを問わず、以下のいずれかに該当する場合、環境事案への緊急対応マニュアルを策定し、政府の環境保護部門に提出する必要がある。

- (a) 環境汚染物質を排出する企業
- (b) 危険物質を生産・貯蔵・経営・使用・輸送する企業
- (c) 危険廃棄物を発生・収集・貯蔵・輸送・利用・処分する企業
- (d) その他の突発的環境事案を発生させる恐れのある企業

環境事案が発生した、または発生する恐れがある場合、企業は直ちに措置を講じ、被害を受ける懸念のある周辺住民などに速やかに通報し、環境当局に報告しなければならない。

今回講演した環境コンサルタントである佛山早稲田科技サービスの林慈生董事長によれば、2015 年 1 年間に中国全土で当局から査察を受けた企業は 177 万社に上る。うち、行政処罰が下された件数は 9 万 7,000 件、罰金額は前年比 34% 増の 42 億 5,000 万元（約 722 億 5,000 万円、1 元＝約 17 円）、逮捕された容疑者の数は 42% 増の 1 万 2,000 人となっている。

罰金額や逮捕者が急増した要因については、改正法第 58 条により、環境公益訴訟の主体が拡大された点が大い。同条文には、市級以上の民生当局に登録し、設立から 5 年以上経過し、かつ違法記録のない環境公益活動組織（環境保護団体等）は、汚染企業を見つけ次第、裁判所へ公益訴訟を提起可能とある。現時点で提起可能な団体は中国全土で 300 に上る。

また、改正法第 24 条では、県級以上の環境当局に対し、汚染企業へ出向き査察を行う権限を与えている。一方で、環境汚染事案に関し、監督管理責任を怠った当局の責任者に対し、刑事責任を負わせる旨も明記されている。

違法行為が発覚した企業に対しては、当局から生産活動の即時停止および関連設備の差押えが求められる。期限内に当局の指示に従わない場合、工場への送電停止や閉鎖のほか、責任者などは最長 15 日間身柄を拘束される（行政拘留処分）。

工場等の増改築時に要注意

行政拘留処分が適用される主なケースは次のとおり。

- (1) 事前に環境アセスメントを実施せずに工場や生産工程の建設工事を実施し、無断での工事が発覚した後、当局による工事停止命令を無視した場合
- (2) 事前に許可を得ずに汚染物質を排出し、当局の排出停止命令を無視した場合
- (3) 汚染物質の測定データを改ざんし、これを違法に排出した場合
- (4) 国家が禁止する農薬を生産または使用し、当局による停止命令を無視した場合

最近では、工場や生産工程の増改築の際に、事前に環境アセスメントを実施せず、当局から違法行為と見做される(1)のケースが多い。

こうした環境規制強化の動きに対し、企業は①法律の遵守は勿論、②汚染物質の測定、③クリーン生産、④内部の環境管理強化に注力すべきである。

①については、改正法とは別に条例を公布・施行する地方政府もあり、内容を把握するため、随時地方の環境当局が主催するセミナーや研修に積極的に参加するのが望ましい。

②に関しては、工場および生産工程の増改築や原材料の調整などにより、工場から排出される汚染物質の種類や量が変わることがある。この場合も、生産活動の再稼働前に改めて環境アセスメントを実施し、これにより

得られた測定データをもとに環境設備を改良する必要がある(注)。

③については、資源の利用効率が高く、汚染物質の排出量が少ない生産設備を導入することだ。中国政府はクリーン生産を推奨しており、生産工程の改良や環境設備の導入により、地方政府から税制上の優遇措置などを受けられることもある。

④については、法律に基づき社内で管理監督制度を整備し、定期的に(1)各種汚染物質の排出量、(2)環境設備の稼働状況、(3)各種検査項目の指標などを点検することだ。

(注) 汚染物質については、排出時の濃度が基準値以内でも、年間の排出総量が許容量を超過すると、罰金や刑事処分の対象となる。罰金額は、企業の改善措置が期日から 1 日遅れるごとに同額が倍加される。また、許容量の超過など不法排出により 2 年間で 2 回の行政処罰を受け、3 回目が発覚すると、法人の代表者は刑事処分を受ける可能性がある。改正法施行後は、取締り強化により刑事処分案件が増加している。

【出所】ジェトロ通商弘報記事を本誌掲載用に修正。

本資料はご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。可能な限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、会員企業サポート室及びジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

